



事務所だより 10月号

西田成希税理士事務所

爽秋の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

10月に入り、やっと緊急事態宣言も解除されました。自民党総裁も代わり、いろいろと新たにスタートというところでしょうか（総裁選での施政方針などを見ていると、本当に国民が望んでいることなのか疑問に思いますが…。そもそも「決意」を簡単に覆す人なので、総理大臣になってからもいろいろ覆すのかもしれない）。

緊急事態宣言が解除されたといっても左党の方、手放しでは喜べません。酒類提供の飲食店の営業時間は、自治体から感染対策の認証を取得していれば21時まで。それ以外の店舗は20時までです。個人的には、飲み過ぎなくていいかな、と思っています（終電を逃さなくてすみます。その昔、終電を逃して、こっぴどく怒られました(^_^;)）。各自治体で認証マークを作って飲食店に配るんでしょうね。どこからそのお金が湧いてくるのやら。

10月から変わると言えば、値上げもあります。①たばこ税、②小麦や家庭用マーガリン、③電気・ガス料金、④最低賃金（ちなみに大阪992円、兵庫928円、京都937円です）、あと⑤車も値上げのようです。逆に値下げは、①固定電話から携帯電話への通話料、②速達料金（その代わり土曜配達がなくなります）、う～ん、あまり関係なさそうです(-_-)。既にガソリンや軽油の値段は上がったままです。4月頃から鉄と銅の値段も大幅に上がっています。その分が売値に反映できないのが辛いところです。事業でも、大打撃を被っていたところ、今度は、家庭にも影響が出そうです。私の車は13年目の軽自動車ですが、とても買換えは出来そうにないです(>_<)。大事に乗ります。



いわゆるガチャガチャです。こんなの何に使うんでしょう???
近鉄難波駅構内で売ってました。しかも300円!

ん?と思って5度見くらいしたら Google Car でした。慌ててパチリ(^_^)。天井に360°カメラが付いています。



では事務所だより10月号をお送りします。新型コロナウイルス用の飲み薬早くできて欲しいです。

では事務所だより10月号をお送りします。新型コロナウイルス用の飲み薬早くできて欲しいです。

☆ お知らせ (2021年10月の税務)

期 限	項 目
10月12日	▶ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月15日	▶ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
11月1日	▶ 8月決算法人の確定申告 ＜法人税等・消費税等・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
▶ 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞	
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) (10月中において市町村の条例で定める日)

※ 10月に入ると、年末調整や確定申告に必要な書類が続々と送られてきます。必ずご保管ください。必要かどうか分からないようでしたら、ご相談いただければと思います。

- ・生命保険料等控除証明書
- ・個人年金保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・住宅借入金残高証明書 など

☆ インボイス制度いよいよ始動

◆ インボイス制度とは

正式には「適格請求書等保存方式」といいます。令和5年10月から導入されます。導入はまだ先の話ですが、この適格請求書等を発行できる事業者すなわち「適格請求書発行事業者」(以下登録事業者という)の届出と受付が今年の10月から始まります。インボイス制度を理解するにはまず消費税の基本的仕組みを理解してください。

◆消費税の基本

消費税の負担者はその名の通り消費者です。しかし消費税の納税者は消費者ではなく消費者から消費税を預かった事業者です。事業者も事業活動において仕入れや諸経費など消費者と同様に消費税を負担します。そこで消費者から預かった消費税と自分が負担した消費税の差額を国に納付します。これが消費税の仕組みです。

◆今はどうなっているのか？

現在は、事業者は租税公課や保険料や給与や住宅の家賃等法律で非課税とされている取引以外は、全て消費税が課税されているものとして差額を計算し消費税を国に納めています。しかし小規模の事業者も全てこの計算をすると大変煩わしいだろうということで、売上が 1,000 万円以下の事業者に関しては納税を免除しています。

◆インボイス制度導入後は

インボイス制度が導入されると、事業者は消費者から預かった消費税から、登録事業者が発行した請求書や領収書に記載された消費税だけを差し引いて差額を国に納めます。

ですので、自分も登録事業者でないと、事業者間での取引は難しくなります。

普段は消費者しか相手にしていない小売店や飲食店でも、大口の会社からの注文や忘年会などで、「適格請求書等」(領収書)の発行を求められた時、登録事業者になっていないと、発行できません。そして登録事業者になるということは消費税の納税義務者になるということです。売上 1,000 万円以下の現在消費税の納税が免除されている事業者も取引形態によっては、登録事業者になる必要が出てきます。

☆マイナンバーと預貯金口座を紐づける新たな制度が創設

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」によりますと、マイナンバー(個人番号)と預貯金口座を紐付けすることにより、様々な給付金を簡単な手続きで受け取れるようになり、災害時や相続時などに通帳を紛失してしまい、口座が分からなくても、口座の所在を確認できる制度が創設されます。

この法律によりますと、本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への個人番号の付番が行える仕組みや、金融機関窓口からの番号登録だけでなくマイナポータルからも登録できる仕組み、相続時や災害時に預貯金口座の所在を確認できる仕組みを定めております。

法律の施行は、公布日から 3 年以内とされており、内閣府の資料によりますと、相続時などサービス開始時期は 2024 年度からの予定となっております。

現在、被相続人が亡くなった場合、被相続人の預貯金がどの金融機関に預けられているのか相続人が把握できないケースがあり、相続時の問題となっております。

創設された制度では、相続人は預金保険機構に対し、全ての金融機関が管理する相続人の被相続人である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、金融機関及びその店舗の名

称、預貯金の種別及び口座番号の通知を求めることができます。

なお、個人番号と預貯金口座の紐付けは、すでに 2018 年からスタートしており、金融機関には、預貯金口座を個人番号と紐付けて管理する義務が課せられております。

ただし、NISAなどの投資信託や教育・結婚子育て資金の一括贈与、外国送金など法令で個人番号の提出が義務付けられているものと異なり、預貯金口座の場合は、任意のため、金融機関が預貯金者に対し提出の協力をお願いする形となっております。

新法により、金融機関は口座開設時等に預貯金者に対し、個人番号利用による預貯金口座の管理の希望の有無の確認が必要になりましたが、これまで同様、個人番号の提出義務は規定されておられません。

今後の動向に注目です。

☆ 節税保険の規制強化

中小企業経営者の節税手法として活用されてきた一部の生命保険について、国税庁は名義変更時の評価方法を見直す改正通達を発遣しました。今後は低解約返戻金型の定期保険について、低額で経営者個人に譲渡して行う節税策が使えなくなります。規制の対象となるのは、2019 年 7 月 8 日以後に加入した保険契約の、今年 7 月 1 日以降に行われる名義変更です。

今回の通達で見直されたのは、加入当初は保険料が割高な上に解約返戻金も極端に低く抑えられているものの、一定のタイミングで返戻金が急増するように設定されている保険商品の評価ルールです。保険の譲渡額は、譲渡時の解約返戻金相当額で評価されるため、法人で加入して割高な保険料を会社で負担し、返戻金が急増する直前に名義を経営者個人に変えると、経営者は低い返戻金相当の金額で保険契約を手に入れ、その後、急増した高額の返戻金を受け取れるという仕組みになっていました。

改正通達では同種の保険について、個人が会社から保険を譲渡される時の評価額の計算方法を変更し、解約返戻金が法人の資産計上している保険料の 7 割に満たなければ従来の解約返戻金としてではなく資産計上額で評価するとのルールを提示しました。それまで支払ってきた保険料と返戻金に著しいかい離が生じているときには、返戻金相当額での譲渡を認めないこととなります。

なお、先立って発表されたパブコメの募集結果では、当局は「今回の見直しの対象は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の適用を受ける保険契約等に関する権利としていますが、法人税基本通達の他の取扱いにより保険料の一部を前払保険料に計上する『解約返戻率の低い定期保険等』及び『養老保険』などについては、保険商品の設計などを調査したうえで、見直しの可否を検討することとしています」と答え、今後のさらなる規制強化にも含みを持たせています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488